

平成29年土幌町議会第3回定例会会議録

1 議事日程第2号 9月12日(火曜日)午前10時開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2		一般質問
		1 大西 米明 議員 ふるさと特養について
		2 中村 貢 議員 高齢者世帯・独居老人支援について
		3 秋間 紘一 議員 新国民健康保険制度と軽減措置について
		4 清水 秀雄 議員 子どもの貧困と自治体でやるべきこと
日程番号3	議案第5号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号4	議案第6号	土幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び土幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案
日程番号5	議案第7号	教育委員会委員の任命について
日程番号6	議案第8号	平成29年度土幌町一般会計補正予算
日程番号7	議案第9号	平成29年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程番号8	議案第10号	平成29年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号9	議案第11号	平成29年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
日程番号10	議案第12号	平成29年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算
日程番号11	議案第13号	平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
日程番号12	認定第1号	平成28年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定
日程番号13	認定第2号	平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号14	認定第3号	平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号15	認定第4号	平成28年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号16	認定第5号	平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号17	認定第6号	平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
日程番号18	認定第7号	平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号19 認 定第8号 平成28年度士幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号20 認 定第9号 平成28年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席議員（12名）

1 番 細井 文次	2 番 和田 鶴三	3 番 秋間 紘一	5 番 河口 和吉
6 番 清水 秀雄	7 番 飯島 勝	8 番 出村 寛	9 番 森本 真隆
10 番 大西 米明	11 番 加藤 宏一	12 番 中村 貢	13 番 加納 三司

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	三島 重浩
町民課長	辻 亨	保健福祉課長	高木 康弘
産業振興課長	亀野 倫生	地方創生担当課長	石垣 好典
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
建設課技術長	田中 敏博	子ども課長	金森 秀文
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
特老施設長	矢野 秀樹		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	藤村 延
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	細野 幸彦
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	寺田 和也	総務係長	宇佐見 和重
------	-------	------	--------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、大西米明議員及び11番、加藤宏一議員を指名いたします。</p>
1		<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありましたので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、大西米明議員。</p>
2	大西議員	<p>それでは、おはようございました。私は、町長に対してふるさと特養についてお聞きをいたします。</p> <p>町は、人口増の政策として定住促進、子育て、婚活等いろいろな施策を行っていますが、雇用創出や人口増の即効性から、都会にお住まいの方々を対象としたふるさと特養施設の整備を検討してはと思いません。平成22年11月、東京都保健福祉局高齢社会対策部が全国に呼びかけて、ふるさと特養、都外特養の勉強会を行い、都の提案では都民専用の特養整備の建設費を東京都が全て財政支援をし、地方が管理運営を行うということになっていましたが、厚生省令等に抵触することから頓挫した経過があります。東京都では高齢者対策は喫緊の課題であることから、ふるさと特養施設の事業化に向けて取り組んではと考えますが、町長の所見を伺います。</p>
	加納議長 小林町長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p> <p>それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。</p> <p>ふるさと特養については、ただいま大西議員の質問のとおり、都市部の高齢者向けの特別養護老人ホームを地方に整備するというものであり、都市部では特養入居待機者の解消対策としての効果があり、地方ではふるさと特養の誘致は雇用に安定性があるなど雇用の拡大と地方創生を図る上で期待をされているものであります。厚生労働省が発表した平成28年4月時点での都道府県特別養護老人ホームの待機者数は、全国で36万6,000人、うち東京都は2万5,000人となっております。さらに、都市部においては用地確保が問題となっており、大規模な施設を建設するのが困難な状況にあります。しかしながら、現行制度上、都市住民専用のふるさと特養の都外での整備は、厚生省令等に抵触するなど多くの課題も残されているところであります。</p> <p>過去には山形県の自治体がふるさと特養の誘致活動を行い、規制緩和を求め、都市部要介護者向け特別養護老人ホーム整備特区や地方の土地を東京都の土地とみなすみなし飛び地特区の申請を行いました。いずれも特区として認められなかった経過があります。また、認可された場合においても、施設整備、運営主体、介護職員等の確保等、</p>

解決をしなければならない課題も多くあるところであります。さらに、特別養護老人ホーム入所者側に遠くをためらう傾向にあることとあわせ、厚生労働省は2013年の都市部の高齢化に関する検討会の報告書において、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられる社会の構築が必要としており、ふるさと特養の整備については慎重な姿勢をとっていることから、今後の介護老人福祉施設をめぐる状況の把握が必要であります。

人口減少対策は、まち・ひと・しごと創生総合戦略や第6期町づくり総合計画の重要施策の一つであり、住環境の整備、子育て支援、雇用の創出や移住定住の促進に取り組んでおりますが、提案のあったふるさと特養についても特区の動向や福祉制度の基準などを含め、関係機関とも連携しながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。10番、大西議員。

私は、常々定住促進というのに反対をしてきたわけでありましてけれども、それは理由としては、定住促進は若い人が来てくれればいいわけですが、高齢者の人が定住促進の中で土幌町に定住を求めるということでありましてけれども、高齢者が土幌町に来ますとどうしても老後はどこかの施設介護に入る人が多いのだと思うのです。というのは、家族とこっちに移住する人はなかなか少なく、高齢者夫婦で移住してくる人が多いのだと思うのです。そうするとどうしても老老介護になるので、施設介護に向かっていくのは自然だと思うのです。だから、グループホームに入ると約25円、老健施設に入ると45円、それから特養に入ると35円が一月、土幌の1号被保険者が1,900人ちょっとおりますから、その人たちに毎月かかるわけです。という、少しの人数が人口がふえたおかげで土幌の住民に介護保険料だとかいろいろな部分で負担がかかるのであれば、全国的に人口減ですから、そこまで無理してそういう高齢者を誘致するのがプラスになるのかなという疑問を私は持っていたので、いつもそれには難色を私はしていました。

しかし、今回私の提案する東京都の住民を、都民を、土幌町で特養を建設することによって、そこに直接東京から来てその施設に入ると介護保険料が東京に賦課されるので、土幌町の1号被保険者には一切賦課されないということで、仮に100床できると人口は100人ふえますし、土幌の特養も107床ですが、約60数名の職員がいます。そうすると、60人ぐらいの雇用の場もできるのだと思います。それで、家族などを含めると、少なくとも人口が200人以上のプラスになっていくのかなと思いますし、介護保険は東京に賦課されても国勢調査の人口にはカウントされますので、それで交付税も多少ふえていくのだろうなと思っていますし、そんなことを考えると、まず雇用の場ができない

加納議長
大西議員

となかなか若い世代が士幌町に定住することは難しいのだと思うのです。ですから、ふるさと特養ができることによって人口増と雇用の場ができていくというようなことがありますので、町長は研究検討、調査したいということでありますけれども、北海道でまだこのことに取り組んでいる町はありませんし、それから私もこれをこういう制度はどうかかなと思って一般質問を書いたのですが、全国でどうかかなと思って調べてみたら、山形県ですか、の町でこういうことに取り組んだということですが、その町長は今かわって、その町長はふるさと特養については余りやりたくないということで、今それは全然なしになってしまったわけでありますけれども、研究、調査だけでなく、もう少し踏み込んだ町としての取り組みをやってみてはどうかかなと思うのですが、町長、その辺はどう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

町の定住促進は、決してお年寄りを対象にしたわけではなくて、若い人も含めていろんな体験住宅をするというようなことに取り組んでいるところでもあります。その中では、高齢者がということでありますけれども、例えば今国の地方創生の中で取り組むCCR Cなんかはむしろ元気なお年寄りを地方に呼び込むという、そういう取り組みをされているわけでありますけれども、東京都から特養にということでありますけれども、お年寄りが来る。1つは住所地特例ということがありますから、直接介護保険の支出にはならないということもありますけれども、そのためには高齢者が来ることによって、いろんな地域としての高齢者介護の制度、あるいは介護員を雇用しなければならないという問題があるわけであります。本町の場合、どちらかという雇用はあるので、現状からいくと相当働き手が足りないという状況もありますから、現在農協等ともいろんな協議をしているのですけれども、今後働き手を確保することを移住の重点として取り組みをしていきたいと考えているところでもあります。

今言われたように、東京都の都民専用の特老を誘致するとすれば、1つは今の制度基準を変えるという要望をしていくということとあわせて、提起がありました特区でやるかということがあるのでありますけれども、そのほかいろんなことがあるのでありますけれども、例えば今東京都の23区と、それから北海道の自治体の中で少し提携をしたらという動きがあって、十勝ではまだ具体的には進んでいないのでありますけれども、そういう動きもある中で、東京都の区なり、あるいは市等と私どもの中で何とかそういうものを受け入れることができないかどうかという、今後協議をしていく必要があるのではないかとこのように思っています。

加納議長
大西議員

再質問あれば。大西議員。

厚生省の省令というのは法律ではありませんから、それは時代によ

って変えていけばいいのだと思っています。それは住民の要望などがあれば変える必要があるのだと思っていますし、それから今町長の答弁で住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられる社会の構築が必要と言っていますけれども、これは何を意味しているかというと、地方でも地域包括支援センターとか、今厚労省が言っているこういう地域でというのは、あくまでも施設介護から在宅介護にしようという、そういう意識が見え隠れするのですよ、間違いなく。それはなぜかという、介護保険料の高騰によって財政が圧迫されることが厚労省としては一番嫌なのだと思うのです。ですけれども、それ以上に今高齢化社会になってくる。2025年問題というのが今ありますけれども、医療だとか社会保障だとか、いろいろありますけれども、一番は団塊の世代が後期高齢者にみんななってしまうと。だから、私も団塊の世代でありますから、2025年だということあと何年ですか、何年もたないうちに後期高齢者になるわけですから、そんなのをこれから踏まえた中で、今の厚労省が言っていることが通用していくのかという思いがするのです。

ですから、地方によっては親たちが一生懸命稼いで子供たちに教育をして、東京に送り出すというような形ですから、もし東京からこっちへ来てくれる人がいれば、それは年をとっている高齢者だからといって我々は受け入れないわけではありませんから。ですから、それで地方が人口増、それから雇用の場ができ、それから今土幌町でもいろいろ出てきます学校の統合による閉校が何校か出ていますけれども、そういう跡地の利用についても学校の跡地を使っての特養もできるのだと思うのです。ですから、東京都が初めから自分たちが言い出したことは、自分たちのところで100床つくろうとすれば100億円の金が東京ではかかるそうです。地方で100床の特養をつくと10億円もかかりませんよね。ですから、相当経済的にも東京都は楽なのだと思うし、東京で2万5,000人の特養待機者という厚労省の発表でありますけれども、それはいってみれば目に見えるだけで、待機児童みたいに表向きは何人って言っているけれども、実際はその何倍もあるみたいに相当数の特養の待機者っているのだと思うのです。

また北海道と違って東京は核家族化が進んでいますから、どうしても家族で親を面倒見るといような住宅事情にはなっていないのだと思うのです。施設介護から溢れたら、やっぱり老老介護しかない。今少しずつですが、問題になっているのは、痴呆の方の行方不明者、それが一昨年から今年にかけて25%も上がって、約1万5,000人以上の人が痴呆で行方不明になっているという、警察に捜索願が出ている人がいるそうです。それはなぜか。3年前ですか、土幌町も施設から徘徊して亡くなった高齢者もおりますけれども、大体が自宅で介護していた人が10分か15分目離したすきにどこかへ行ってしまったと。捜し

たら、10kmも先にいっていたとか、年寄りでこんなところまで行けるのかというところまで行っていったとか。その中で、1万5,000数百人の行方不明者の中で約500人弱の人が亡くなっていますよね。ですから、東京なんかは特にそういう例が多くなっていくのだと思うのです。

それから、土幌町でも高齢者率がどんどん上がって、今年30%を超えてきましたけれども、私は東京都というのは若い人がいっぱいいるから、高齢者率は低いのだろうなと思っていましたけれども、昨年あたりで23%、約4人に1人ぐらいが高齢者。合計で約1,300万のうち300万人を超える高齢者だそうであります。それから、後期高齢者が約140万、約150万弱なのだそうであります。その人は、間違いなく2025年度問題では特養に入所を希望する人になってくるのだと思うのです。だから、東京で2万5,000人というのはいかがなものかな、本当なのかなという思いはするのですけれども、そういうことを考えると、関東は大体そうなのだと思うのですけれども、お金持ちの人は東京近隣の県で有料の老人ホーム、結構向こうのは高額ですけれども、そういうところの半分ぐらいの人は東京都民が入っているそうですが、それはお金持ちの人が入れるのであって、一般の人はそういうところへ入れるかといったら、なかなか月30万円も40万円も出しては入れないなと思うのです。

そうすると、東京都が平成22年、今から8年ぐらい前にこういう勉強会を開いて、何とかそれを解消しようとしたのだと思うのですけれども、それから厚生省の省令に抵触するからということだけで終わってしまったのだと思いますけれども、国としてもこれに対する対策を練っていかないと、施設介護すると介護保険料がかかるとか、かからないとかというより、命の問題にもかかわってくるのだと思うのです。老老介護だけで2人で見合って生活していくなんていうことはこれからは不可能だと思いますし、行政がホームヘルパーだとかなんとかを派遣しながらでもやっていくことが本当にできるのかな。私の地元でも老老介護している人が私に打ち明けたのは、老老介護をして心中したという、ああいう事例を聞くと私も実際にはその気持ちがよくわかりますということなのです。それがまず間違いなく2025年までにはそういう問題が出てくるのだと思うのです。それを国、都にしても投げやりにして、こんな地域で何とかしてくれというようなことで済まされるのかなと思うのです。ですから、地方から、それこそ北海道ではどこも手挙げてどんどん進めていけませんから、研究、調査でなく、一回チャレンジする考え方もあってもいいのだと思うのです。町長、その辺どう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

高齢化が進む中であっては、今大西議員がおっしゃったように、実際には老老介護というような現状もある中からでは、そういう高齢化

の実態に合わせて、国なり道も含めてでありますけれども、制度というのはもう少し臨機応変に見直しがされていいのかなという感じがしますので、それについては意見反映をしていきたいと思えますし、それから今の提起については厚生省令が一つの特定の地域のものだけは受け入れないとか、あるいは都道府県ごとに別途の基準があるというようなことがネックになるわけでありましてけれども、もう一方では、全国的に見れば特老のベッド数が56万床と言われているのですけれども、ただ全体的には稼働が96%ぐらいで、特に地方においては空きベッドで、むしろ入所者を確保するのが難しいというアンバランスな状況があることからすれば、そこも少し見直していくということで、今後いろんな形でまた提起をしていきたいなというふうに思うところであります。

それから、チャレンジということでありましてけれども、当然やみくもにチャレンジというわけにいかないから、よく制度の実態だとかいろんな角度で私ども検討しながら、いろんな形でなるべく実現できるような方策について今後よく検討させていただきたいと思えます。

再質問があれば。大西議員。

土幌のケアハウス、私もたびたび話をしているのですが、軽費老人ホームというのは制度の中になかったのですよね。それが前町長が普通の老人ホームだと費用が高いので、軽費で入れる老人ホームがやっぱり必要でないかと、これから独居老人だとか高齢者世帯がどんどんできてきたら、特養には入れればいけれども、入れないということで、早い時期から厚労省に陳情していきました。それで、国もやはりそういう軽費老人ホームが必要だということを認めて、そのおかげで北海道では土幌町と札幌市が一番先に認可されて、土幌町に建設されたときも当時の横路知事が視察に来たことがありますけれども、早く厚労省や何かに手を挙げて、こういう制度でどうなのだ。それから、これからどんどんあくだろ空き学校の再利用だとか、いろんなことでプラスになる。雇用の場もできる。土幌町にすれば一石何鳥にもなるのです。そういうことを訴え、地方の今のおかれている立場を訴えながらいくことによって、それが認められたときには一番先に土幌町ということになるのだと思うのです。

ですから、遠いからとかなんとかって言うような余裕が、今東京の待機者は思っているのか。老健を試験的にやってみたら6人しかいなかったというけれども、老健というのは一生そこで、最後終末を過ごすところではありませんから、それは遠いとどうなのかなということで、試験的なものですから、なかなか手を挙げる人がいなかったのかなと思います。ただ、働き手、今福祉の働き手がなかなかいないということで、外国人の雇用だとかなんかが特区で使えるようになりましたので、特区申請よりしょうがないのかな。厚労省が省令を

加納議長
大西議員

変えても、なかなか難しいのかな。そうすると、全国的にどンドン、どンドン、近間の本州の町村に手挙げていくところがあれば、なかなか北海道まで来てくれないのかなと思いますので、何か特区申請して、町長は安倍さんと仲よくないから、ちょっと難しいのかもしれませんが、ぜひそういうことを。研究も必要です、それは。勉強も必要です。ですけれども、早いうちにそういうことを知恵出して、手挙げて厚労省に食らいついていくぐらいの意気込みないとなかなか出来ないのだと思うのです。十勝管内の町村会、北海道の町村会でみんなでやろうやなんて言っていると、それは出し抜くことになるかもしれませんが、士幌町として意気込みをきちっと見せてもらわないと、なかなか厚労省も省令を変えることって難しいのだと思うのですけれども、その意気込みが町長にあるのか、ないのか、最後にそれをお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

高齢者福祉ということでいけば、まず提起された特養を誘致するということがありますけれども、地域の人たちが安心して住める、そういう福祉環境をどうつくるかということがまず第一でありますけれども、ただ、今人口増にもかかわって提案がありましたので、私どもも積極的に取り組みをしながら、何とか実現できるのかどうかということについて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

加納議長
中村議員

質問順位2番、中村議員。

町長に高齢者世帯、独居老人支援について質問したいと思います。

少子高齢化傾向が続く中で、本町も例外なく人口の減少と同時に高齢化率が上がり、高齢者世帯、独居老人世帯もふえています。平成28年度の調査では、高齢者率、ここで30.08%と書いてありますけれども、30.8%の間違いでしたので、修正をお願いしたいと思います。それから、高齢者世帯率3.9%、独居老人世帯率では11.03%であり、独居世帯率がふえている現状です。高齢者保健福祉計画に従い、さまざまな高齢者福祉対策が進められておりますが、高齢者世帯、独居老人世帯が増加する中で、今後どのような対策が必要と考えているのか、町長の考えを伺います。

加納議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきます。

本町における高齢化の状況でありますけれども、ただいま中村議員からもお話がありましたけれども、平成27年の国勢調査では人口6,132人のうち、65歳以上の人口は1,794人で高齢化率は29.2%、平成28年度末の住民基本台帳では人口6,231人のうち、65歳以上1,918人で高齢化率は30.8%となり、初めて30%を超えました。また、75歳以上は1,

044人で、人口に占める割合は16.8%となり、急速に高齢化が進行しているところでもあります。一方、高齢者の独居世帯は、平成28年度末で65歳以上が300世帯、うち75歳以上は172世帯となっており、増加傾向にあります。

次に、本町において現在実施している高齢、独居世帯に対する支援対策としては、安心安全地域づくり事業として社会福祉協議会に委託をしている安心安全福祉台帳の整備、緊急医療情報キットの設置、独居高齢者安否確認訪問事業を行っているほか、高齢者緊急通報装置設置事業、地域包括支援センター保健師による高齢者宅の訪問相談などを行っております。また、社会福祉協議会においても、見守りネットワーク事業、配達食事サービス事業、ふれあい・いきいきサロン事業での見守りなどを行っているほか、民間事業者と町の間で高齢者等に関する見守り協定をコープさっぽろ、十勝地方道新会、セブンイレブンの3事業者と締結するとともに、町内会などによる地域住民による見守りネットワークの構築が進められております。

いずれにしても、8年後には団塊の世代が75歳以上となり、高齢、独居世帯がさらに増加することが見込まれています。町では、現在平成30年度から3カ年の土幌町高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画を策定中であり、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化と推進を図りながら、高齢、独居世帯に対する支援対策を総合的に展開してまいりたいと存じます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。12番、中村議員。

今の町長の答弁で、8年後は団塊の世代になるということで、さらには30年から3カ年の土幌町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を今策定中であると、こういうふうになっていまして、それなりの認識、町長は認識あると思うのですけれども、今から5年前に第1回定例会で孤立死対策で質問させていただきましたが、その時点の高齢者率が27.4%、それから高齢者世帯率が3.53%、それから独居老人世帯率が9.7%です。確実に5年、10年で、この先考えると今のようサービス内容ではなくて、さらに本当に高齢者世帯、独居世帯、老人世帯を考えた特別な対策が必要であると考えていますけれども、町長の現状認識について再度伺いたいと思います。

町長。

今中村議員のほうからお話ありましたように、1つは高齢化がさらに進んでいくということとあわせて、核家族化が進む中では独居老人等がふえていくという、そういう状況にあるわけでもありますけれども、1つは町立病院を中心とした福祉村の機能連携ということとあわせ

加納議長
中村議員

加納議長
小林町長

て、小規模多機能であるとか、それから高齢者住宅の整備を図りながら、見守りと安心な地域づくりも進めていくということでありまして、あわせて民間の方も含めた地域の包括的なケアシステムというものをしっかり関係機関と連携しながら進めていくことが必要だというふうに認識をしているところであります。

加納議長
中村議員

再質問があれば。12番、中村議員。

そこで、高齢者がそれだけふえるということなので、現実に今28年度の高齢者世帯数が106世帯と、それから独居老人世帯数が300世帯となっています。この中で、町内に家族がいればまだ見守りは大丈夫かと思うのですけれども、問題は町外とか、もしくは身内、家族が居ないと、実際そういう世帯が何世帯ぐらいあるのかお聞きしたいと思えます。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりお答えをしたいと思います。

高齢者世帯、それから独居の高齢世帯、合わせますと406世帯ということになっておりますけれども、安心安全台帳のほうで調べてみました結果でお話をさせていただきますけれども、まず町内に家族がいる世帯については173世帯、率にしますと42.6%でございます。それから、町外に家族がいる世帯については133世帯ということで、32.8%。また、調査に同意いただけない方、あるいは未調査の世帯が100世帯ということで、その割合が24.6%ということになってございます。

以上であります。

加納議長
中村議員

再質問があれば。中村議員。

町外が133人いらっしゃるということで、当然町外にしか居られない人たちに対してはそれなりのサービスを現在しておられるとは思いますが、これについては後ほどまた聞きたいと思えます。

次に、独居世帯における孤立死、これ前回5年前も聞いたのですが、そのときには町は町なりの孤立死とはこういうことですよという説明を受けました。現実にさらに聞きますと、道のほうでは新しくつくりまして、死亡が確認されたのが8日たたなければ孤立死としないと。死んで2、3日たったやつは、それは孤立死でないのだと、そういうような定義があるようではありますが、実際普通は1週間も過ぎて、そこで初めて亡くなられていたのが判ったという、こんなことは当然あってはならない話ですし、私としては1日、2日でも、そこで発見されたということになれば、これは独居老人の方については本当に大変なことだと思います。その中で、町で知っている範囲内でのことですけれども、当然亡くなられた場合には警察のほうの捜査が入って、どうなのかといろいろなことで、実際町では把握できないかも判らないのですけれども、ここ数年でいいのですけれども、現実に8日とはいわず、2、3日で、独居老人が住んでいまして、たまたま亡

加納議長
高木保健
福祉課長

くなられたのが確認されたら、そういう件数は何件ぐらいあるのかをお聞きしたいと思います。

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりお答えをしたいと思います。

町というか、保健福祉課のほうに警察のほうからの情報提供というのはございません。保健福祉課として押さえている部分ということでお話しさせていただきますけれども、消防等からの情報提供を含めて押さえている部分についてですけれども、ここ数年の中では平成28年度で1件、それから本年度で1件ございました。

以上でございます。

加納議長
中村議員

再質問があれば。中村議員。

28、29年、それぞれ1件ずつあったということなので、それが何日ぐらいで発見されたのかまでは聞きませんが、とりあえずそういうことで、一人で住んでおられる方がそこに誰かがいれば、それから毎日その家に通ってれば、そんな日にちを置かずにはすぐ発見されて、助かる場合もあるだろうと推測されます。そこで、この支援事業の内容について。これはなぜ聞いたかといいますと、今やっている支援事業がどうなのかということで、その確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず安心安全づくり事業、これは町で先ほど社会福祉協議会に委託しているということだったので、町の安心安全福祉台帳の整備する中身、その中身について伺いたいと思っております。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりお答えをいたします。

安心安全づくり事業の安心安全福祉台帳につきましては、平成22年度から整備を進めておりますけれども、災害等の場合に援護を必要とする町民の方を把握するためのもので、申請者の同意のもとに町が関係機関や地域支援者に提供し、通常時からの見守りや災害発生時等に備えた地域の協力体制づくりというものを目的としております。登録対象者については、65歳以上の独居の高齢者、それから75歳以上の高齢者のみの世帯、それ以外では要介護3以上の方、それから身体障害者の1、2級、養育手帳A、Bの方などがございます。台帳のほうでは、世帯の状況、それから身体の状況、情報提供の同意の有無、緊急時の身内の方のお名前と連絡先、それから地域内の援護者の名前と連絡先などを整理したものであります。

委託をしております社会福祉協議会では、調査員が新たに対象となった世帯を訪問いたしまして、同意のもとに聞き取り調査を行い、台帳を作成しております。また、既に台帳登録した方についても、年に1度は必ず世帯を訪問して記載内容の確認と更新作業というものをしております。また、この台帳の写しを保管容器、それから保管者の

加納議長
中村議員

ステッカーとともに緊急医療情報キットという形でそのお宅に置いて
いただいて、そのキットについては所定の場所、冷蔵庫の中なのです
けれども、備えてもらって、緊急時に活用できるようにしております
以上でございます。

再質問があれば。中村議員。

福祉台帳の整備、これは社会福祉協議会に委託して、社会福祉協議
会の中でこれだけの今課長がおっしゃった中身、それらの全てを社協
でやっているということなので、確かにすごいなと、それなりの人も
必要かなと思うところであります。

次に、あとは支援情報の中に、先ほど答弁にありましたけれども、
民間事業者との見守り協定を町が結んでいると。それで、何社か答弁
書の中で見ましたけれども、それ以外であるのか、その辺について。
また、どういう協定になっているのかを伺いたいと思います。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりお答えをいたします。

民間事業者との見守り協定の件でありますけれども、平成14年にま
ず郵便局と高齢者の生活状況の確認の無償の業務委託契約というもの
を締結しておりますけれども、その後平成17年に各郵便局長にこの無
償の契約締結権限がなくなったということで、この契約については解
除されております。次に、平成26年にコープさっぽろと地域見守り活
動に関する協定書を締結、それから平成29年に十勝地方道新会、北海
道新聞の販売所でございますけれども、それからセブンイレブンと同
様の協定書を締結しております、内容についてはいずれも配達等の
際に郵便受けに新聞や、あるいは郵便物が相当たまっていたり、その
住宅や高齢者自身に異変を感じた場合などについて町のほうに連絡を
いただくという、そういう内容になってございます。

以上であります。

加納議長
中村議員

再質問。

郵便局は、体制が変わったからということで恐らくなかったとい
うことなのですからけれども、これは別に局の体制でなくて、土幌郵便局、
そのの局長と話しさえすればできる。わざわざ協定組まなくても、そ
れは郵便局の局長あたりに相談をしてお願いすることもできると思い
ますし、それから最近更別の商工会で村と協定組んだということなの
で、商工会と、お客さんが来たら体調とかその辺の様子見ながらとか、
また同じものをちょこちょこ買いに来るだとか、いろいろなことが会
員に聞いたところあるみたいなので、商工会でも今検討して、何かあ
れば保健所とかに電話できるだとか、そういう形でしっかりとやりたい
ということで今検討中なのですからけれども、ただこのほかに、これも
いろいろな問題もあるかもわからないですけれども、お客さんが行く
窓口、まだたくさんあると思うのです。例えば例を出せば、金融関係、

そこには年寄りの方も行かれると思いますし、特に振り込め詐欺だとか、高齢者の今もまだあるようですけれども、その辺についても相談することもあるのかなと。

それと、あともう一つは、先ほど課長も言っていましたけれども、限界あると思うのですけれども、郵便物がたまっているだとか、それもそうなのですけれども、実際にそこにいるか、いないか。のぞき見したらこれはちょっと問題ですけれども、何らかもう少し密なやり方もあるのかなというふうに感じております。

次に、高齢者や独居老人が一番世話になるというか、頼りになる部署というのが保健福祉課の中にある地域包括支援センターだと思うのですけれども、実際今支援センターが何をやっているのか、どういうことをやっているかの仕事、業務内容は判るのですけれども、そういう弱者に対しての支援事業というのか、どんな事業を行っているのかお聞きしたいと思います。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりお答えをいたします。

地域包括支援センターについては、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートしていくことを役割としておりまして、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく、福祉、健康、医療のこういった分野の相談窓口ということになってございます。本町におきましては、現在主任ケアマネが1名、保健師2名の体制でございまして、昨年1年間で申し上げますと、窓口での相談というのが331回ございました。それから、家庭訪問を延べ510回行いながら、介護認定の相談を初め、介護予防事業として筋トレ塾だとか、脳晴れ塾、元気!寝こまん!教室、それからふれあいサロンの活動支援、それからふまねっとへの支援、今年度からはまる元運動教室などを行っているほか、困難ケースにおいては介護の関係機関の職員で組織します地域ケア会議というものを開きまして、解決の方策を検討していると、こういった状況でございます。

以上であります。

加納議長
中村議員

再質問あれば。中村議員。

ケアマネ1名と、それから保健師2名ということで、大変忙しいのだらうと思いますけれども、この保健師の方についてなのですけれども、実際には例えば社協とか、そこらにお願いしている見守りの関係でそこから連絡があって保健師の方が何うのか、それとも保健師の方が絶えず高齢者世帯だとか独居老人に何もなくてもみずから回っているのか、その辺ちょっとお聞きします。

加納議長
高木保健

保健福祉課長。

高齢者の訪問の関係でございましてけれども、一番多いのが身内の方

福祉課長	<p>からの相談があって訪問するとか。あるいは近所の方、民生委員さんだとか、近所の方から様子が前と違ってきているということを知っている訪問。それから、今ありましたように社会福祉協議会の調査員のほうから、訪問した際にちょっと昨年と状況が変わっているといったことでの訪問をしているというのが実情でございまして、今の体制の中では対象となる世帯を全戸、全部訪問していくというところまではなかなか、人的なものが不足しているという状況でございます。</p>
加納議長 中村議員	<p>再質問があれば。中村議員。</p> <p>2名ということなので、2名で独居世帯、高齢者世帯を廻るということは当然不可能だと思います。それは、やむを得ないのかなと思います。</p> <p>それでは次に、これはそこらじゅうの組織でやっていると思うのですが、見守りネットワーク事業についてを伺いたいと思いますけれども、現在、社会福祉協議会が行っているということなのですが、これはもう相当前から町長も力を入れていることなのですが、社会福祉協議会がどのような形での見守りネットワークを今つくっているのか。それから、どのような指導。現在何力所できているのか伺いたいと思います。</p>
加納議長 高木保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、高木よりお答えをいたします。</p> <p>見守りネットワークについては、社会福祉協議会が中心となりまして、地域づくりの一環として地域住民同士による平常時の見守り活動というものを基本に、災害時には要援護者等の安否確認や避難活動ができる体制づくりというものをつくっていただいているというものであります。現在高徳、互譲、大通、中士幌新南、みどり、友愛、6町内会でこれを実施をしているところでございます。</p> <p>以上であります。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>自主防災組織のお話もありましたけれども、行政報告で申し上げたとおり、防災だとか、今回提起されている地域の安心安全の見守りのためにも、町としては3年間で全町に自主防災組織を配置をしたいということで、士幌市街地域については今年度の完成をしたいと思っております。ただ、あと社会福祉協議会が行っている見守りネットワークとどう調整していくかということがあるわけでありまして、それについては社会福祉協議会とよく協議をしてまいりたいというふうに思っております。</p>
加納議長 中村議員	<p>再質問があれば。中村議員。</p> <p>今町長のほうから、町長の行政報告の中で自主防災組織の話があったのです。この後聞こうと思っていたのですが、でも聞きます。今課長の話から、6町内会でできていると聞きました。これは、私は高</p>

徳に入っているものですから、高德の話しか話せないのですけれども、高德は各班ごとにやっています。班でそれぞれ住民の方は、全員班の人たちは判っています。町内会で班でやらないと、これ行政がやったのではなかなか無理なのです。そこに誰がいるのかということは、行政ではなかなか判らないのです。一番理解できるのは、やっぱり町内会なのです。町内会がやることによって全て把握できると。

高德の場合は、私見守ってほしいと、誰に見守ってほしいのだと、そこまで詰めてやっています、ファイルをつくりまして、そのファイルの中でお互いにやりとりしていると。ただ、問題あるのは、毎回町内会長、班長が替わるというときに、どうしても秘密事項なので、本来は再度それを毎年確認しなければいけないのです。移動があれば別なのですけれども、移動がなければ、1年に1回のことでですから、いいですよと、そのままの形でお互いに助け合うという形はできています。それで、私の場合も町内の家のすぐ近くの方とやりとりをして、お互いに見守り、または助け合うという形で今もやっています。それは、高德の中では今でも同じようにやっているといます。ただ、その中で転入とか転出があった場合には、必ず町内会で班会議やって、班の常会のときにはきちっとその打ち合わせをします。ただ、最初数年はうまくいっていたのですけれども、年を重ねるごとに毎年やるべきことがなされていなくて、そろそろまたしっかりとその確認をしていかなければだめかなということで、そこまで、隣近所1対1になって見守るのが見守りネットワークの一番大切なところでないかということで、高德の常会、北町地区の常会と一緒に今やっていますので、今年さらにもう一度再検討。

それから、防災にかかわっての備品についてもうちの町内会はそろっているということなのですけれども、ほかの6町内会でできているということなのですけれども、どういう形でできているのか、その辺も知りたいところなのですけれども、今町長が言った行政で今年度中には土幌市街地で何とか結成をしたいということなのですけれども、先ほど町長が町内会と一緒に協力してやりたいと、これは当然そうあるべきなのです。町単独でやったって、それ不可能なのです。公民館だとか各町内会、その人たちと一緒にやっていかないと無理な話なのです。だから、今聞いたらそういう形でやっているということで、良かったのですけれども、現実に市街地の防災組織、実際今どうなっているのかお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

高德については、中村議員の非常に大きな尽力もあって早くから唯一町内で見守りというのかな、できたのですけれども、全体的にいくと、町も自主防災組織というのを呼びかけていたのですけれども、現実としてはなかなか進まないということがあって、何とか、全町に災

害があったときの情報伝達だとか、あるいは弱者の安否確認という意味ではどうしても必要な組織だというふうに思うものですから、当然町内会が主体になってやるのでありますけれども、そこに町がいろいろな形で支援なりアドバイスをしていくという形で進めたいということで、今年度においては先ほど申し上げたとおり土幌市街地については今年度中に何とか結成をしたいということでもあります。

もう一つ、具体的な内容では、個人情報保護法の壁があって、そこは何とか解決する方法ということも今後検討していかなければならないということでもありますけれども、自主防災組織に向けた現在の取り組みの具体的な内容については総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたい。

加納議長
瀬口総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

今現在自主防災組織が立ち上がっていますのが昨年度までで互譲、それから高德、友愛の3件、今年度に入りまして中土幌東団地が新たに自主防災組織ということで町のほうで認定をさせていただいております。

今年に入りまして、社会福祉協議会、それから保健福祉課でうちのほうの担当のほうと協議をしまして、あとそのほかには町づくり懇談会、駐在員会議、公民館の推進委員会の会議におきましても自主防災組織の立ち上げについて協力をお願いしたいということで、こちらの方から伺って話をしているほかに、つい先日、実際自主防災の組織づくりが思うように進まないということもございましたので、公民館の推進委員長と駐在員の各位に対しまして、自主防災の組織づくりに向けた協議をさせていただきたいという文書を出したばかりでございまして、9月から12月に入りまして日程調整の上、連絡をいただいて、また連絡がない場合はこちらからお話をして、伺いたいということで、取り組み強化に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

加納議長
中村議員

再質問あれば、中村議員。

それでも4件はできているということなので、ただそんなに見守りネットワークは難しい中身ではないと思うのです。お互いに町内会、班の中で知らないよだとか、勝手だと、そんな地域住民、人とのつながりになっていないはずなのです。班同士でつながって、班の懇親会だとか、班で例えば清掃とかいろいろなことやったりとかです。だから、そこにただおかしな規定というか、おかしなルール、行政でつくったかどうかは別としましても、何かがあるから個人情報に邪魔になるだとか、そんな難しい話ではないと思うのです。たまたま隣同士が助け合うだけの話なのですよね、簡単なのは。でも、それが一番大事なこ

となのです。

これは実際にあった話で言わせていただくのですけれども、先日のことなのですけれども、要するに隣同士でもう何十年も古いつき合いで、本当にお世話している方がいたと。お世話していた方がたまたま入院しましたと。たまたま隣で見守っていた方は、入院したのを判らなくて、恐らく病院のほうから親戚ということで、遠い親戚ということで道外におられる方のところに電話したら、その方から隣の方が見守っているのを知っているので、見守っている方に電話が来たということで、その方がすぐ病院行つたと。病院に行つて、補助員だとか身の回りの世話だとかいろいろして、病院の医師の治療が終わるまで待っていたと。なぜ待っていたかといつたら、やはり心配だから、病状の確認だとか、その他もろもろについて、隣ということでしっかりと理解しなければいけないということでそれまで待っていたということなのです。待っていたときに、あとは私たち病院のほうでやるから帰ってくださいと。最後まで見守つて、そのおばあちゃんとお話して、あとは何が必要だとか、いろんな話もしたくて、そして待っていたのに、もう帰っていいですよと言われたと。

それと、もう一つは、そのおばあちゃんは恐らく入院したらお金もかかるだろうということで少々多額のお金を持って病院に行つたと。隣で見守っている方がそんなにお金かからないからと、私が一回預かりますからと。そして、持って帰ってきたわけですが、そのときに病院側の対応として余りにもひどい対応をされたと。対応というか、わざわざそんなお金持っていかななくてもいいのでないかとか、病院とかどこかの施設に、保健所とかどこかに預けておけばいいのでないかとか。そういう話を、直接でなくて裏でそういう話をされたということで、本人はその預かつたお金を病院に届けたということがあります。これは余りにもあつてはならない。見守りネットワークをやっていく関係で町長が一番大事なことだと、行政の事業の中で大切にしている事業であります。その見守りネットワーク、それからもちろん地域防災もそうです。その中でそこまでやっているのに、その方が憤慨するような出来事があつたと。これは、本当に私もびっくりしました。

実際私も今92歳の母親が美唄にいまして、今回美唄の保健師の方がたまたまうちに来られて、認知症が進んでいるということが判つて助けられたのですけれども、私の場合には隣近所お願いしています。調子が悪いといつたら、病院にも連れていってもらっています。病院からも電話来ますけれども、その方に全てお任せしますと、ですからその方とできればやりとりしていただきたいということで、全て隣の方をお願いをしています。だから、隣の方がいなければ、本当に私も大変ですし、あり得ないのです。ですから、その辺の状況、後から隣の

方が怒っていると。後からやっと病院の方が理解したと。そして、担当の方がその方のところに謝りに来たそうですけれども、何ぼ何でもこんなのはあってはいけないということなのです。

それと、もう何十年もその方を世話しているわけですから、当然遠い親戚の方、もし家に来られても、いろいろな財産だとか、これももしかしたら越権行為と言う方もおられるかもしれません。でも、その方は、そのおばあちゃんが誰ともほとんどつき合っていない、親戚ともそんなにつき合っていないと。でも、たまたま道外から来られた人が、いどこか何かなのか、よくわからないですけれども、その方が来て家の中の財産とか何か持っていかれたら困るので、第三者立ち会いのもとに、しっかりとそれを持っていかれないようにしたと。これは、本当に隣同士、要するに見守りネットワーク、見守りの形がしっかりとできているから、それができると思うのです。

これはどうなのかよく判らないですけれども、先ほど町長も答弁書の中で福祉村構想と言っておられました。福祉村構想、これは土幌町にとってもすごく立派なすばらしい福祉村構想。特老があって、病院があって、社会福祉協議会があって、愛風会あってと、本当に一つの福祉村ができ上がっています。ただ、問題は、その中でそこで勤めている人たちの意識がちょっと薄れかけていたのかなと。ふだんは見守りって大事だと思っているかも知れないけれども、たまたまその意識がなくて、その方に本来は一緒に付き添いしてきてもらってありがとうございましたと、助かりましたと。本来はお礼をして、感謝を言うべき筋のものがもう帰っていいよという、そういうことは決してあってはならないと思います。

今一番欠けていると言ったらちょっときつい言葉になるかも知らないのですけれども、中心となる国保病院、社会福祉協議会、それと保健福祉課、これらが一つになった共通の認識、共通の情報、これをしっかりと持っていなければいけないのかなと。そこの中心的役割といったら総括のセンター長なのかも知らないのですけれども、そこで薄れかけていると。それについて一番頼られるのが保健福祉課の中にあります地域包括支援センターだとか社会福祉協議会、これが弱者にとって、要するに高齢者、それから独居の人たちにとっては本当に頼りになるところなのです。私はそういうふうを考えているのですけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

町長。

中村議員のお話がありましたように、地域の方に支えていただくというのは大変大事なことですし、ありがたいことだというふうに思っているところであります。詳細についてはちょっと聞いていないのですけれども、そういうやりとりがあったというふうに私も聞いていますから、職員個々というより、組織としていま一度検証しながら、今

加納議長
小林町長

後の対応について仕組みをしっかりとつくっていきたいというふうに思っているところでありますけれども、特に高齢化が進む、あるいは核家族化が進むという中では、先ほどお話ししましたように身内が町外にいるという方も相当いる上では、なかなか身内の方だけが世話をする、管理をするということが難しいという状況でありますけれども、そういう場合は身内以外の方が管理なり世話をするという仕組みづくりが極めて今後も重要になっていくというふうにいるところであります。

ただ、それらをやる上では事故等がないように、町としては十分配慮しなければならないということも極めて重要なことでもありますから、正式にいけば例えば後見人制度とかということがあるわけでありましてけれども、そういう制度にいかなくても、地域の中の信頼関係の中で何か対応できることがないかということについてルールづくりをしていく必要があるというふうにいるところでありますけれども、今後早急に医療保健福祉センター長を中心にしながら、保健福祉課長、病院事務長あるいは社会福祉協議会事務局長が中心となってこの取り扱いについて早急に検討させていただきたいと思っております。

加納議長
中村議員

再質問があれば。中村議員。

町長から答弁いただきました。高齢者、独居、これ一番弱者です。その弱者の方の頼りになるところ、そこがしっかりしていなければだめだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、今年度から地域づくり事業として生活支援コーディネーターの配置がされたと聞きました。それがどこに配置されて、どんな仕事をされているのかお伺ひしたいと思っております。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりお答えをいたします。

本年度から開始をしております生活支援体制整備事業でございますけれども、社会福祉協議会に委託をして実施をしております。この事業の内容につきましては、介護保険制度の改正、それから少子高齢化に伴って地域住民主体の支え合い、あるいは助け合いというものを広げていく必要がありまして、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターという者を1名配置をしていただきまして、各地区の老人クラブあるいはサロン、公民館などで高齢者の生活を支える体制づくりについての説明と地域ニーズの把握を行って、支援の必要な人に必要なサービスをつなぐ体制づくりというものを今進めていっているところでございまして、生活支援コーディネーターというこの方自身が介護ヘルパーさんのように介護の生活の手伝いを行うということではなくて、介護ヘルパーさんでなくても手伝える生活の支援について地域住民あるいは近所の助け合いで行っていく体制をつくっていくと、そのためのいろんな話し合い等をしているという状況でございます。

加納議長
中村議員

以上でございます。

中村議員。

新しい事業ということで、ぜひ生活支援コーディネーターの人に頑張ってもらいたいと思いますし、そもそも保健福祉課が担当で、中でも地域包括支援センターと、それから町から委託をされている社会福祉協議会、これが中心となってやっているということなのです。先ほどいろいろさまざまな事業、社会福祉協議会がやっている事業、これとてつもなく多いです。それから、地域包括支援センター、これもケアマネジャーが1人と、そして保健師が2名と。この中で高齢者、高齢者世帯だとか独居世帯、これを見守っていきけるわけなのですよ、それだけの人数で。これは、直接私も社会福祉協議会に理事としていましたし、よく判っています。実際今の職員ではぎりぎりできついです。その人たちで台帳づくりから全ての世話からできるわけなのです。おまけに見守りネットワークの指導もしなさいと、これは不可能です。ですから、そこに町の行政も応援しながら、そこに入って一緒にやっていく。先ほど課長も言っていましたけれども、福祉課の人たちも入って、ケアマネも包括支援センターも入って、社協も入ってと。社協と保健福祉課、そして地域包括センターと、この中が充実することによって何とかうまく対応できるのではないかと。

とにかく今私が言いたいのは、地域包括センターの専門職や事業所のヘルパー、それから社会福祉協議会などのマンパワーの充実が一番必要でないかと考えております。特に現状の体制では恐らく無理だと私は思っています。現状とこれから高齢化社会をさらに迎えると、こういう観点から、人員、それから専門職、これの増強が必要でないかと思いますが、最後に町長の考えを伺って終わりたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

介護あるいは子育てにおいても、よりマンパワーというのですか、専門職が求められるところでありますし、さらには今までと違った形の新しい専門職というのも求められているのですから、そういうニーズに応えるためにマンパワーを確保する、あるいは雇用するというのも私ども検討していかなければならないわけでありましてけれども、もう一方では、町と社協もそうなのでありますけれども、関係機関がしっかり連携しながら、より効率的に地域の安心安全の地域づくりを進めていくということも重要でありますから、社会福祉協議会を初めとする町の関係福祉法人ともしっかり連携しながら取り組んでいきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長

以上で中村議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をしたいと思います。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位3番、秋間紘一議員。

秋間議員

それでは、私から町長に新国民健康保険制度と軽減措置について質問をさせていただきます。

平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度において、財政運営の責任主体が道に移管され、町は資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健業務などを継続して担うこととなっております。道は、加入者の役割として、国保制度の相互扶助の精神のもとで加入者同士が支え合い、保険料、保険税を確実に納めることや医療機関への適切な受診を心がけて制度をよりよいものに育てていくことが求められているとの趣旨のもと、財政基盤の安定を図るため、市町村の保険料率の格差是正をもとに保険料率の平準化を正当化した制度であると考えております。また、道への移管は土幌町民の保険料が上がるということでもあります。そこで、次のことを伺います。

1つ、財政運営の責任主体が道に移管された結果、町民及び町にどのような影響があるのか。また、課題としてどのようなことがあるのか伺います。

2に、道が示した仮算定結果で本町の納付金の額と今年度の国保税の賦課総額はどの程度乖離するのか。

3番目、道が示した仮算定結果の保険料率を適用するとモデル世帯、夫婦2人、基礎控除後200万円で年額37万7,600円であり、今年度の保険税に比べて7万8,000円、26%上昇する。特に保険料率を見ると、応能割43、応能割が下がる一方で、応益57が上がり、低所得世帯に大きな負担が強られる。このように保険料率の平準化の弊害によって発生した増額部分を町民に賦課することを避ける方策を講じてはどうか。

4でございますけれども、道は保険料率の改定に3方式を用いるが、本町においては今後どのように考えているのか。

5番目といたしまして、制度の導入により保険料率が上昇する市町村を救済するため激変緩和措置として6年間の財政支援50億円を行い、1人の保険料の上がる率を2%以内に定めているが、本町において十分に適用されたのか。

以上を伺いたいと思います。

加納議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、秋間議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、他の制度と比べ、被保険者の年齢構成が高く、医療費水

準が高い、もう一つは低所得者や無就業者が多い、もう一つは小規模保険者が多いといった構造的な問題を多く抱えているところであります。このことから、行政報告でも申し上げましたとおり、平成27年5月の国民健康保険法等の一部改正により、国の財政支援拡充とともに、平成30年度からの都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、保険料の平準化、財政の安定化、事務の広域化による効率化を進めるものであります。今回の改正は、広域化により医療保険制度の財政基盤の安定化と保険料の平準化を目的としており、都道府県は財政運営の責任主体となり、市町村はこれまでどおり被保険者証等の発行、国保税率の決定、賦課徴収、保健事業を担うこととなります。

1点目でありますけれども、新制度による影響と課題についてありますが、まず都道府県は市町村ごとの医療費水準、世帯数、被保険者数、所得水準に応じて納付金を決定し、標準保険料率を提示します。各市町村は、標準保険料率を参考に保険料率を決定し、賦課・徴収を行い、徴収した国保税等を財源として都道府県に納付金を支払います。一方都道府県は、各市町村が必要とする療養給付費を全額支払うことから、当該年度に医療費が大きく増加しても各市町村の国保会計が赤字にならないため、安定した運営が行えるものであります。しかし、課題として、納付金の算定に当たっては市町村の所得水準が影響することから、平準化の結果、所得水準が低く、所得割税率の高い市町村は税率が下がり、所得水準が高く所得割税率の低い市町村は上がる傾向となり、所得水準の高い本町においては8月末に示された仮算定で現行より高い保険料率が提示されました。

2点目の仮算定での納付金の額と今年度の国保税賦課総額との関係であります。本町の納付に必要な保険料総額は3億8,991万3,000円ですが、国保税以外の財源として低所得者対策として保険基盤安定繰入金2,469万3,000円が見込めることから、実質3億6,522万円が必要ですが、今年度の当初賦課総額は3億2,487万7,000円で、その差額は4,034万3,000円、率では12.4%と大きく乖離しています。

3点目の軽減対策についてであります。道が示した標準保険料率を適用すると、秋間議員がおっしゃるとおり、モデル世帯の夫婦2人、所得200万円の世帯では現行年額29万9,600円に対し、37万7,600円と7万8,000円、26パーセントの増加となります。一方5割、7割軽減世帯などで一部減額となりますが、その他の所得階層全てで増額となっていることから、本町における保険料率の設定に当たっては各所得階層における支払い能力などを勘案しながら、年次的に標準保険料率に近づけるため、当面は激変緩和措置として国民健康保険準備基金や一般会計からの繰り入れについて検討しなければならないものと認識をしているところであります。

4点目の税の賦課方式であります。現在本町は均等割、平等割、

所得割に資産割を加えた4方式を採用していますが、北海道は将来的に保険料水準の統一を図ることとしており、標準保険料率において3方式で提示しているところから、本町においても平成30年度から3方式を採用する方向で検討してまいりたいと存じます。

5点目の激変緩和措置であります。この制度は前年度の本来保険料で集める額を基準としており、国保税収納額、保険基盤安定繰入金、法定外一般会計繰入金、各種交付金精算調整後の単年度赤字額を合計したものに對し、納付金の増加額が2%を超える市町村を2%に抑制するもので、平成30年度から35年度までの6年間を基本としています。本町における仮算定の結果は、基準となる額に對して納付金の増加額が1.6%であったため、激変緩和の対象にはなっておりません。

いずれにしても、今回の改正は昭和33年の国民健康保険法の全面改正以来60年ぶりの大改革でありますので、内容を十分精査した上、保険料率の設定に当たっては町民生活や所得の状況などに十分配慮しながら進めてまいりたいと存じます。

以上、秋間議員の質問に對する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。3番、秋間議員。

まず初めに、制度改定により保険料率の平準化の弊害によって発生した増額分4,034万円の増額を町民に賦課することを避ける方策を講じてはどうかとの私の質問に對して、本町における保険料率の設定に当たっては、各所得段階における支払い能力などを勘案しながら、年次的に標準保険料率に近づけるため、町独自の軽減対策として国民健康保険準備基金や一般会計から繰り入れについて検討するとの力強い答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは、次について質問させていただきます。道に移管された結果、町民及び町にどのような影響及び課題があるかとの質問に對して、道が町村の医療給付を全額支払うことから、当該年度内に医療費が大きく増加しても国保会計が赤字にならないとのことから、安定した運営が行われるとの答弁でございますけれども、この増加した部分の医療費は次年度の保険料率、納付金の算定に影響が出ると考えるが、どのようなことになるか、まず1点お伺いしたいと思います。

もう一点、6年後をめぐりに医療水準、これは反映割合ゼロを含まずに保険料率の統一を示唆しているが、必要額で一律算定されると思うが、将来30年度よりも高い納付金設定にならないか疑問を持っております。まず、その点について答弁をお願いいたします。

保健福祉課長。

保健福祉課長高木のほうからお答えをいたします。

まず、1点目の当該年度に医療費が増加した場合にそれが翌年度の納付金に反映してこないのかという質問ですけれども、平成30年度の納付金の算定の際には、平成26年、27年、28年の3カ年の医療費水準

加納議長
秋間議員

加納議長
高木保健
福祉課長

を平均して、それが納付金算定に反映をされております。ということから、平成30年度に医療費が大きく土幌町で伸びたと、ふえたといったときには、その当該年度は道から全額交付金が来ますので、それは支払いが全部できるということになります。そのふえた医療費については、2年後の平成32年度からの3カ年の算定の中で増加をしていくということになっております。この医療費水準については3カ年平均でございますので、1年だけの増ということであれば、3カ年平均ということでその影響が3分の1になってくると。ただし、3カ年影響してしまうということでございます。

それから、2点目の6年後に医療費水準を反映ゼロにするというときに、平成30年度の納付金より高くないかということですが、納付金の算定については年齢調整後の医療費指数というものを使用しております。これは、全国平均を1としておまして、本町の場合現在の26から28の3カ年の平均の医療指数というのが1.03ということで、ほぼ全国平均、わずかに上回っているということになってございます。6年後も本町の医療費水準に大きく変化がなければ、納付金算定のほうには影響してこない。うちの指数が仮に0.9とか低いのであれば、それは上がってくるということになるのですけれども、そういうことになります。ただし、北海道全体の医療費が増加をしてくれば、総体に納付金の額はふえてくるというふうに考えております。

以上であります。

再質問があれば、秋間議員。

今の答弁ですと、いずれにしても、どういう方程式を使うにしても、3年間の平均をとっていったら、4年目にその数字で算定されるということになれば、上がるというふうに考えております。この辺については、私は非常に疑問を持っているところでございます。制度ですから、仕方ないのかなと思いますけれども、1つとしては本町の医療、要するに国保の皆さんが健康になって医療を使わないでいくということで努力しても、全道の中でそういうものも組み入れられてしまうという非常に難しい問題が山積しているのかなというふうに思っております。

次でございますけれども、高額医療費の共同負担でございます。これは、小規模保険者のリスクをさらに軽減する観点からという一つのものをもって考えているようですけれども、高額医療費、これは80万円を超えると市町村が共同で負担をして納付金額の総額に含まれるということです。これは、現行でもそうでございますし、これは新たな制度になってもこれが引き継がれるのかどうか。簡単でよろしいですけれども、ちょっと回答いただきたいと思っております。

それと、もう一つ、続けてでございますけれども、保険料率の減免でございます。これは、保険料率の減免については国民健康保険料の

加納議長
秋間議員

条例で定めて、減免基準を設けて現行でも運用しているわけですが、今回財政運営が道に移管するわけですから、新たな制度の中でどのような取り扱い、またはこのまま継続されていくのか伺いたいと思います。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりお答えをいたします。

まず最初に、高額医療費の共同事業についてでございますけれども、この制度についてはこれまでどおり継続をいたします。これについては、都道府県単位で高額医療がかかったときに支え合う、負担し合うという制度でございまして、これは道の国保会計の中で30年度以降は処理をされまして、納付金の中で調整をされますので、市町村の国保会計のほうからはなくなっていくということになります。

それから、次の国保税の減免についてでございますけれども、国保税の賦課徴収についてはこれまでどおり市町村が担っていくという制度になってございますので、平成30年度以降も現在の土幌町の国民健康保険条例というものに基づいて、災害やその他の要因で所得が著しく減少して生活が困難になったと認められる者については減免を行うことができるという状況でございます。

以上であります。

加納議長
秋間議員

再質問があれば、秋間議員。

ありがとうございました。それでは、次年度の仮算定納付金の実質負担額3億6,522万円、今年度当初賦課総額3億2,487万円で、差し引き4,034万円の増額となると。これは28年度の世帯数1,200世帯で1世帯あたりをしてみますと、何と負担が4万2,059円、非常に高額な負担が強られるわけでございます。この数字を見ると、社会で言われている今回の制度の中で広域化の中で医療費の増加を保険料アップに直結させ、医療費の抑制か保険料の増加か、二者択一化に国民を追い込む政策だとも言われているゆえんが顕著に今回あらわれた4,034万円の増額部分ではなかろうかと、こういうふうに考えております。

それと、もう一点、各所得階層で見してみますと、例えば夫婦2人、課税所得100万円の方が30年度、次年度ですけれども、保険料21万8,306円で、増額部分が3万1,236円となり、29年度対比17.40%ぐらい上がるわけでございますし、また家族4名で課税所得300万円、資産税4万円の方が次年度の保険料が55万7,365円で、増額13万45円。これを見ると30.53%高くなるわけです。これあたりは、本当に住民の生活に重くのしかかってくるわけでございますし、高過ぎて払えないという町民の切実な声に耳を傾け、先ほど答弁をいただきましたけれども、軽減措置については配慮をいただきたいと、このように考えてございます。この部分については、ひとつ町長に答弁を願いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

それでは、具体的な試算に基づく数字については担当課長のほうからお答えしますが、制度の考え方なのでありますけれども、これまで何回か議会でもお話ししたのですけれども、国保の広域化、都道府県に移行ということについては、国保制度を市町村単位でやる場合その年の医療費等によって非常に不安定な状況にあるということから、従前から都道府県でということ提起したのでありますけれども、なかなか都道府県がそれを受けないという状況でありますけれども、今般平成30年から都道府県と市町村が共同ですということを決着、そういう制度になったのでありますけれども、一部保険料が上がるとかということの課題もあるのでありますけれども、そこは私ども先ほど申し上げましたとおり所得状況等々を見ながら、激変緩和措置もしながら、一般会計の繰り入れも含めていろんな対応をしていきたいというふうに思っておりますけれども、あと2点、それぞれ試算に基づき具体的なことについては高木課長のほうからお答えさせていただきます。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木のほうからお答えをさせていただきます。

どういうモデル世帯でどのようになるかということの部分については、秋間議員から今話がありましたように、夫婦世帯、課税所得100万円の世帯であれば3万1,200円ほど上がって17.39%上がると、それから家族4人、課税所得300万円ですか、資産税が4万円の方については13万5,045円と30.5%上がると。あるいは、家族2人の後期高齢の方で課税所得が45万円、資産なし、2割軽減ですけれども、この方については1万3,790円と、率にすると18.3%上がると、こういった結果になってございます。うちの納付金額が上がるという部分の一つの要因としましては、道の激変緩和が受けられないと、その要因については国民健康保険税で集めている部分のほかに一般会計からの法定外の繰入金を入れている等々の問題があって、先ほどの平成29年度の当初賦課の額と4,000万円ほどの乖離があるという結果になってございます。

以上であります。

加納議長
秋間議員

再質問があれば。秋間議員。

ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それと、保険料の算定でございますけれども、現行は4方式を採用しているわけでございますけれども、道は今回保険料の水準の統一ということで3方式を採用するということになってございますけれども、これについては標準的な国民健康保険率として道が示すものであって、町独自の税率の検討の参考というふうに捉えていいのかなというふうに思っています。ということから考えると、現行がいいのか、

3方式がいいのか、私もいろいろ勉強させていただいていたのですが、私らは結論を得てございませんけれども、どちらにしてもこの3方式を採用する場合には当然資産割の部分が除かれるわけですから、ではその部分をどこに、言葉は悪いですが、所得割に配分するのか、または均等割に配分するのか、平等割に配分するのか、こういうことになると思うのです。ところで、これは平等割にこの部分をすると今度そちらのほうのいってみれば所得の低い方に過分なる負担が出てくるようなことも考えられます。そうなっていくと、所得割の中でどういうふうに配分するか、埋めていくかということで、私もこれは4方式がいいのか、3方式がいいのか、ちょっと見当つきませんけれども、従前からやっている農村型の4方式、これが今のところ新制度になってスタートして何年かやって、やっぱり不合理だなといったときに3方式に変えていくというようなことも考えてもいいのかなというふうに実は思っています。

それと、もう一点でございますけれども、先ほど激変緩和、土幌町は当然一般会計から入れ、保険会計運営については黒字になっていません。そういう点では、経営は事業運営については安定な手法をとられているというふうに思って、町の努力には感謝をしているところでございますけれども、ではここ数年の一般会計から国保会計の法定外の繰入金、これ先ほど4,000万円ぐらいとかってちらっと言われたのですけれども、これについて答弁を願いたいと思います。課長でよろしいです。

加納議長
高木保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木のほうからお答えをいたします。

ここ数年の一般会計から国保会計への法定外の繰入金の額でございますけれども、ここ5年の決算の実績でいいますと、年度ごとの所得の増減による税収というものにも左右をされます。平成28年度においては1,055万円と少ないのですが、平成24年では約5,500万円というような数字になってございまして、ここ5年間を平均してみますと約4,200万円の額を一般会計から法定外で繰り入れているという状況でございます。

以上であります。

加納議長
秋間議員

再質問あれば。秋間議員。

今の答弁で非常に国保運営には町も努力いただいているということは感じております。

それで、最後でございますけれども、町長にこういうことを発信していただきたいなというふうに思っています。新制度では新たな財政支援として3,400万円を投入し、保険料の市町村格差を平準化し、公平性を確保することとあわせて、これまで国保の赤字を埋めるために行われてきた法定外繰入金は解消するとしているが、同繰入金の規模

は年々膨れ上がり、既にもう3,500万円を超えているわけでございます。今回の改革は、最終的には国保料率の統一を図ることを狙いとしているが、高齢者や低所得者を多く抱え、財政的なりスクに陥りやすいといった国保の構造的な課題は何も解決されていない。また、国保制度の財政構造を抜本的に変えない限り、負のサイクルから抜け出すことができない。今後も保険料の高騰は避けられないと私は考えております。このような負のサイクルから抜け出す持続可能な国民皆保険制度を堅持していくためには国保制度の健全な運営が重要であり、次のような制度の抜本的な改革が不可欠だと考えております。その一つとしては、国庫負担は1980年代に50%を超えておりましたけれども、現在本町では32%程度まで下がっているわけでございまして、この国庫負担をやはり当初の50%に戻して、国民皆保険制度を確立していく必要があるのではなかろうかと考えてございます。

それと、もう一点、国庫負担とあわせて、他の医療保険者と統合して7医療保険制度を一本化すること。町長に国民皆保険制度の抜本的な改革の先駆的な役割を担っていただいて、十勝、全道、全国の町村会の中でいろんな発信を本町からしていただきたいと。当然これには国民の皆さん方のご理解をいただきながら進めていかなければならない大きな課題でございますけれども、国民、住民が安心して医療を受けられる社会制度、これが求められているし、そのために皆保険制度ができ上がっているわけでございますから、まず基本に戻していただくということを町長をお願いをして、質問を終わらせていただきます。

加納議長
小林町長

町長。

町単位でいけば4,000万円の乖離があるということでもありますから、そこは何とか繰り入れる方向にしながら激変緩和をしていきたいということでもありますけれども、抜本的にいけば、今秋間議員からありましたように、国の財政投入をどうするかということでもありますけれども、下がって今は32%ということでもありますけれども、当面国は30年以降1,700億円を投入するということを示されているわけでもありますけれども、それとあわせて、究極的にはやっぱり今おっしゃったように国内の保険の一本化ということが究極の取り組みになるのだというふうに思うところでありますけれども、いずれにしても国民健康保険は皆保険制度のとりでというふうに言われているわけでもありますから、国がしっかり責任を持って保険制度を守るための発信を私どもしていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長

以上で秋間紘一議員の質問を終了いたします。

ここで昼食休憩に入ります。

午後0時06分 休憩

午後1時15分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位4番、清水秀雄議員。

清水議員

それでは、質問に入ります。

私は、町長に子供の貧困と自治体のやるべきことについてお伺いをいたします。現在社会的に解決すべき課題として、子供の貧困問題が挙げられております。政府の貧困を解決するために国、自治体がどう取り組むか、その本気度が問われていると思います。次の5つの課題についてお伺いをいたします。

第1、貧困の実態を明らかにするための本格的な調査を実施すること。

第2、子供の貧困対策のエアポケットになっている乳幼児期の貧困対策の具体化であります。

第3は、子供の貧困率の改善のために期限を区切った数値の改善目標の設定をすることです。

第4は、本格的に政策形成を進めるために必要な財政投入をするかどうかが問われております。

第5は、第1から第4の課題を本気で進めるために担当部局の設置が必要と考えます。行政レベルで予算と権限を持った貧困対策部局を開設していくのかが問われるところでもあります。なぜ日本では子供の貧困がふえ続けているのか、自治体としてその根本問題を究明することが問われていると考えますが、町長の所見を伺うものであります。

加納議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。この法律の基本理念は、子供の貧困対策は子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を子供の将来が生まれ育った環境に左右されることがない社会の実現により推進するとなっております。厚生労働省が発表した平成28年国民生活基本調査の結果によると、平成27年の子供の貧困率は13.9%で、過去最高だった平成24年の16.3%を2.4ポイント改善したものの、ひとり親世帯の子供の貧困率は50.8%と半数を超えている状況にあるところであります。子供の貧困は、大きな社会問題となっているところであり、本町においても各種子育て支援施策を展開してきたところであります。

1点目の質問の貧困の実態を把握する調査についてであります。今後の子育て施策を展開する上でも、子供や児童生徒の生活や子育てに係る各種経緯の実態を調査する必要があると認識しているところであり、庁内組織である政策推進調整会議内の子ども未来推進対策部会

において検討を開始し、さらに子ども・子育て支援法に基づき設置した土幌町子ども・子育て会議においても意見を伺いながら、子育て家庭の生活実態の調査について検討してまいりたいと存じます。

2点目の乳幼児期における貧困対策についてであります。本町における各種子育て支援施策の中で乳幼児期に絞って申し上げますと、保健福祉課では妊婦健康診査費助成、妊産婦安心出産支援事業による交通費助成、産後、1カ月児健診費用助成、任意予防接種費用助成、児童手当・特例給付の支給、児童扶養手当の交付、中学生までの医療費助成、ひとり親家庭の医療費の助成であります。子ども課においては、認定こども園及び各保育所の保育料は第2子以降の無償化、市町村民税非課税世帯及びひとり親世帯については第1子からの無償化、町民課では出産祝金などの施策を行っているところであります。

3点目の子供の貧困率の数値目標については、子供生活実態調査を踏まえた上で検討してまいりたいと存じます。

4点目の本格的な政策形成のための財政投入についてであります。子育て支援はまち・ひと・しごと創生総合戦略、第6期町づくり総合計画においても最重要施策として位置づけをしながら推進したところであり、今後においてもニーズをしっかりと踏まえながら一層の充実を図ってまいりたいと存じます。

5点目の貧困対策部局の設置であります。子育て支援は妊娠、出産期から始まり、就職するまでの長い期間のかかわりであり、多くの部署が関係していることから、政策推進調整会議内の子ども未来推進対策部会を中心として、横断的な連携システムの充実を図りながら、子供の貧困対策を含めた子育て支援施策を積極的に展開してまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長からお答えをいただいたところであります。町長が冒頭に述べられております平成28年の国民生活基本調査における平成27年の子供の貧困率の13.9%、これが24年の16.3%を2.4ポイント改善したというふうに述べられているのですが、実はこの数字というのはちょっとからくりがありまして、国民全体の貧困ラインが下がった。そのことがあるのです。貧困ラインが下がったことによって、これまで貧困層としてカウントされていた人たちが貧困層から統計的に外れただけなのです。貧困率が改善されたわけではないのです。統計的な統計上の仕組みがこういう数字を生み出したということをもっと捉えておいていただきたいというふうに思います。

その上で質問をさせていただきます。まず、第1点目の実態を把握する調査について。町長は政策推進会議内の子ども未来推進対策部会において検討を開始していくというふうに述べられております。この

加納議長
清水議員

調査の中で非常に重要なことだというふうに思うわけですが、まずは重要に捉えていかなければならないのは、相対的貧困率、いわゆる所得水準をもとにした調査、それとともに物質的剥脱指標による調査、一定の年齢での発達と暮らしにとって必要な環境条件の調査のこの2つのアプローチを考えていていただきたい。例えば物質的剥脱指標による調査、後者の部分ですが、児童では年長児でいえば子供の部屋があるかどうか、あるいは朝食をきちんと食べているか、年齢にふさわしい本が家庭にあり、補給されているかなどの具体的な調査項目があるわけですが、そういう指標を盾にして調査を進めるといえることが必要だというふうに指摘されています。それでなければ、それを基本にして進めなければ、本来的な貧困というのはなかなか調査しづらいですという意味なのです。そういう点で今後の調査についてそのような形で進めるといえることを、町長はどんなふうにこの調査の方法を考えているか、今私が言ったような方向で考えているのか、あるいは別な方法で考えているか、その点について伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

まだ調査の内容について私ども詰めた議論をしているわけではないので、あれなのですけれども、いずれにしても今後いろんな意見を聞きながらでありますけれども、町としてはこの調査を実態が反映できるような形で調査をしていきたいと思っておりますけれども、今清水議員がおっしゃったような所得あるいは物質的なそういう要素も加味をしながら反映できるようなことで、私ども十分内部で検討させていただきたいと思っております。

加納議長
清水議員

清水議員。

私が先ほど提示したような点も十分に勘案しながら、ぜひ調査を進めていていただきたいというふうに思います。

それで、第2点目についてお伺いをいたします。町長は、2点目についてはさまざまな本町での子育て支援施策の中での項目を挙げて、さまざまな形で進めているということをお述べられました。しかし、私がここで指摘をしたいのは、一番大切な部分といいますか、乳幼児期における貧困、この部分について今の町の進めている施策の中では少し貧弱な形になっているというふうに捉えなければならないと思っております。一番大切な部分といいますか、乳幼児期がなぜ大切なのかということになるわけですが、さまざまな町の施策は、児童扶養手当だとかそういうことはあるのですが、この中でもそこから見えていない部分、今の町の施策から漏れている部分がありはしませんかということをお指摘したいと思います。そういう点で、ぜひ今後の進め方として、今具体化できる、人生初めの乳幼児期の貧困対策ということをお私は指摘しているわけですから、その具体化をどういうふうに進めるかということについて伺いたいのですが、乳幼児期の対策がなぜ必要なのかとい

うのは、人生の一番の基本である3歳児までに人格形成がされる。それは、よく言われていることです。この3歳児までのいわゆる乳幼児期における発達、成長に対して大きな影響を与えているのが貧困なのです。それは、乳幼児期に十分な栄養がとれないとか、その基本には、貧困がゆえに同じように財政的に豊かな家庭と比較すると余りにもひどい状態に置かれているという状態の乳幼児がいますと、そういう調査ができていますか。そこの対策をぜひ、調査と同時に進めるのは対策なのだと思います。

今町長が言われているさまざまな町の施策は、述べられています。この中で貧困対策として必要なことは、児童扶養手当の増額、2番目に児童手当の拡充、3番目には条例に基づいた就学援助制度の拡充、例えば生保の1.5倍です。4点目には、医療費の窓口支払いをゼロにする。5点目には、給食費の無償化です。貧困がゆえに給食費を支払うことが非常に困難だという家庭もあります。生保家庭あるいは就学援助を受けている家庭については、それなりの方法があります。しかし、そこから漏れている家庭については、そういう援助が受けられておりません。そのためには給食費の無償化を進めるべきだと。6点目には、修学旅行、研修旅行の無償化です。7点目には、教材教具などの貸与制度などを積極的に検討されるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

加納議長
小林町長

町長。

乳幼児期が子育て支援の中で重要だというのは、福祉学科教員の浅井先生もそういう論文を出されているところでもありますけれども、私は乳幼児期も当然大事だと思うのですけれども、乳幼児期から学童期まで含めた子育て支援対策、あるいは教育の対策としては推進をしていきたいというふうに考えているところであります。トータルとして検討していくのでありますけれども、現在行っている支援対策も含めて、新たに取り組む今言われた給食の問題等も含めて、全体的に今後の政策ヒアリングの中で来年度に向けては検討したいというふうに思っておるのでありますけれども、そういう面では、1つは出されました無償化を含めた金額の問題でもありますけれども、もう一つは仕組みとして、例えばお母さん方が共稼ぎできる仕組みというのですか、そういうことを取り組むとか、金額だけではなくて子育てしやすい環境づくりというのですか、そういうものを町として支援をしていくという、そういう立場で検討していきたいというふうに思います。

もう一つは、金額面でいくと、今地方創生の中ではただ競争のような形にもなっているのですけれども、ある程度安定的につけるということからすれば、項目によって所得制限を入れていくというようなことも考えていかなければならないというふうに思っています。い

加納議長
清水議員

ずれにしても、全体的に土幌町の子育て支援、子供たちが健やかに成長できることについては重点施策として今後十分検討してまいりたいというふうに思っています。

再質問があれば。清水議員。

それで、乳幼児期の施策の中で私たちが考慮しなければならないことなのですが、今所得格差、これが貧困の増大になっているわけですが、この中で注意して見ていかなければならないのは、共働き及びひとり親家庭です。この家庭に対する気遣い、保障ということを重要に見ていかなければならないというふうに思うのです。2012年の調査なのですが、大人が2人以上いる共働き家庭の貧困率というのは12.4%です。ところが、ひとり親世帯の貧困率は54.6%なのです。このようにひとり親家庭というのは、非常に貧困状態が進んでいるといえますか、貧困状態に陥っているというのが実態だと、それは数字的にも出ているわけです。そういうことに対して、乳幼児期から発達、成長に大きな影響を与えているというのが、先ほど私が申し上げましたように栄養的にもそういう状態に陥ってしまうということがあります。それで、それは乳幼児期からさらに学童期、青年期に連動していく、そういうものなのだということです。ここに配慮していかない限り、貧困の連鎖を断ち切ることができないというふうになるわけです。そのところをぜひ重要に捉えながら、次の施策に進んでいってほしいと思うのです。

3点目に子供の貧困率の数値目標の設定についてお伺いしました。町長は、生活実態調査を踏まえた上で検討してまいりたいというふうにお答えになっているわけですが、そういう点で調査の上で重要なことは、必要な財政投入をするかどうかということにかかわってきます。調査を進めるためには一定の財政的な支援が必要になってきます。そういうことに対して必要な新規政策を具体化する上で、重点的で思い切った予算をとることが必要だというふうに考えるのですが、その点について町長の考えをお伺いをいたします。

加納議長
小林町長

町長。

全体的に子育て支援に重点的に取り組むのでありますけれども、お話ありましたひとり親世帯がより経済的に厳しいということはいろんな統計数字にも出ているわけですが、約半数の方が苦しいということでもありますし、道等のいろんな調査の中でもそういう傾向にありますから、進めていく上ではやっぱりひとり親世帯についてどうするかということについてはより重点的に配慮していかなければならない問題だというふうに思っているところであります。

それから、今後の取り組みということでありますけれども、1つは全国的にそういう傾向があるのでありますけれども、本町でいけば町民個人所得だとかというのは十勝一、あるいは全道的にも高いという

加納議長
清水議員

ことの中で、調査の結果どうなのかということ进行分析をしていきたいというふうに思うところでありますけれども、いずれにしても子育てが生活の上で大きな、子供を育てることが大きな家庭の不安材料になっていることは間違いないのでありますから、本町においてもぜひ調査をしながら、積極的に支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、財政支援についても、政策決定の中で重点的に子育て支援対策はとってきたわけでありましてけれども、今後とも必要な措置は積極的に推進していきたいというふうに思っておりますけれども、もう一方で国ですよね、やっぱり国は授業料の無償化であるとか、子育て支援を政策の重点、骨太方針の中でも重点としておりますけれども、具体的には地方で取り組んでいるほど国の政策として進んでいないということは、今後国に対して積極的に提起をしていきたいというふうに思っております。

再質問があれば。清水議員。

答えをいただきました。町長がおっしゃっているように、基本的にはやはりこれは国が進めるべき施策であるというふうに私も考えております。しかしながら、そういう点では子供の医療費の無料化にしろ、さまざまな面で国が取り組む以前に、なかなか国の取り組みというのは遅いのです。そういう点では地方自治体が先に取り組んで、その後から国の政策として出てくると、今までそういう例がたくさんあります。そういう点では、国が取り組むべき課題であるということは私も承知しております。しかしながら、今の状態で国が取り組むまで待っていただけますか。国は方針出しました。しかし、その取り組みを現場で進めるは地方公共団体なのです。地方自治体は率先して子供たちの貧困状態をいち早く解決してあげる。そのことが地方公共団体の中での住民の生活安定につながっていく。それは、地方自治を守る一つの方策でもあるというふうに考えているのです。考えなければならぬと思うのです。そういう点での取り組みをぜひ進めていただきたいというふうに思います。

政策推進会議内の子ども未来推進部会を中心にして横断的な連携システムの充実を図るというふうに町長もおっしゃっていますが、私はそういう点でぜひ積極的な取り組みを進めていくべきだと。行政が中長期的対策の視点を持って進めるかどうか、そここのところの本気度が問われていると思うのです。本気になって取り組むのかどうかということです。そういう点では、乳幼児は発言できないのです。ですから、そのために乳幼児の悲鳴をどのように受けとめるのか、どこでそれを受けとめるのか。組織的なそういう受けとめをするいわゆるプラットフォーム的な考え方、それが必要だというふうに指摘されています。それで、一番プラットフォームとしてふさわしいのは保育所、公立の保育

所だというふうに言われています。子供さんたちがどんな服装で来るのか、どんな状態にいるのか、発見しやすいです。そういう点で、本町では認定こども園が大きな役割を果たすことができるのではないかとこのように思っています。そこを中心にして、子供の貧困をまずは見つけ出す。そして、それに対してどのように対策をしていくのか。これが大きな行政の役割であり、そしてまた解決の方策を見出すのもここだというふうに考えています。その点についてお伺いして、質問を終わります。

加納議長
小林町長

町長。

国が基本的には国の政策として進めるべきだということは、そのことは提起していくのでありますけれども、それはそれとして、やっぱり町として必要な子育て支援というのは積極的に今後も進めていきたいというふうに思うところであります。いろいろ意見があったのでありますけれども、少なくとも前から申し上げておき、お金がないから子育てのサービスだとか教育が受けられないことがないような、そういう町、地域づくりをしていくということを基本的な理念として進めていきたいというふうに思うところでありますし、さらには各課連携しながらいろんな取り組みをしていくのでありますけれども、子供にかかわることですから、特にきめの細かな配慮をしながら、いろんな施策をぜひ町挙げて取り組んでいきたいというふうに思っています。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

3

日程第3、議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田
副町長

それでは、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、児童福祉法の改正によるものであります。説明資料の10ページをお開きください。まず、第2条の2であります、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」、現行欄でございますけれども、これを改正欄では「養子縁組里親」に改めます。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別な事情であります。この第6号に保育所等に保育の申し込みをしているが、それが実施されないことを加え、第4条の育児休業期間の再度の延長ができる特別な事情にも同様な事由を加えるものであります。

第10条は、育児短時間勤務に関する条項であります。これにつきましても同様な事由であります。

これ以外につきましては、引用条項の改正であります。

		<p>議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第5号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p> <p>討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
4		<p>日程第4、議案第6号「土幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び土幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第6号 土幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び土幌町企業立地促進条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律並びに同法律第20条の地方公共団体等に定める省令の改正に伴い、改正をするものであります。この法律は、従来から地域を支えてきた製造業などのほか、観光や環境分野や新たな航空機部品などをつくる成長ものづくり分野、それから農林水産や地域商社、IoTやAIなどの第4次産業革命分野やヘルスケア、教育分野など、地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みが全国各地で活発になりつつあることから、地域経済への好循環が図られるよう、計画等を策定した都道府県知事の承認を受けた事業者に対して課税免除などの支援を行うことができるように改正された法律であります。</p> <p>まず、第1条では、土幌町企業立地促進による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例であります。</p> <p>第2条では、土幌町企業立地促進条例の改正であります。</p> <p>説明資料の12ページをお開きください。ここでちょっと資料の訂正がございます。改正案、現行欄の題名、一番上のところでございますけれども、まず現行欄でアンダーラインが企業立地からずっと活性化までなっておりますけれども、これは土幌町から最後の関する条例まで、</p>

これ全部アンダーラインとしてください。改正案につきましても同様に、土幌町から課税免除に関する条例、ここまでアンダーラインでお願いをします。申し訳ありませんでした。

まず、題名でございますけれども、土幌町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を土幌町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例に改めます。

次の第1条及び第2条の改正につきましては、法律及び省令の改正により、法律名の改正や引用条項を改正をするものであります。

次の第2条では、土幌町企業立地促進条例の改正で、これも同様に文言や引用条項の改正をするものであります。

14ページの別表でございますけれども、土幌町奨励金の承認者の指定要件では、指定業種を承認地域経済牽引事業者に、投下固定資産総額の要件を2億円から1億円に引き下げ、次の農林漁業関連業種を農林漁業及びその関連業種に改正をするものであります。その下の雇用奨励金につきましても、同様に改正をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第6号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5 日程第5、議案第7号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

小林町長 議案第7号は人事案件でありますけれども、教育委員の時光早苗さんが本年9月30日で任期満了になることから、引き続き平成29年10月1日から平成33年9月30日までの4年間について再任をしようというものでありますので、議会の同意を求めするために提案をするものでありますけれども、同意賜るようお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

加納議長 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第7号を採決します。

加納議長

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第6、議案第8号「平成29年度士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

瀬口総務
企画課長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

平成29年度士幌町一般会計補正予算[第4号]は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,450万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億8,836万円に改めようとするものです。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものです。

それでは、歳出から説明いたしますので、8ページをお開き願います。2款1項6目企画費は、ふるさと納税のウェブサイト管理システム手数料の追加。

7目環境対策費は、合併処理浄化槽の設置事業8件分の補助金を追加するものでございます。

9目情報管理費は、源泉徴収票プログラム変更委託料の追加。

12目諸費は、災害状況等の迅速な把握に向けてドローン1台、一式の購入等の経費となっております。

3款1項1目社会福祉費は、総合福祉施設内のパネルヒーターの修繕料を追加。

3目障がい者福祉費は、自立支援給付費等負担金返還金の追加。

4目老人福祉費は、対象者65歳以上とした高齢者冬期就労対策事業費の追加。

8目介護福祉費は、臨時職員雇用に伴う社会保険料、賃金合わせ29万円の追加。

9目介護保険費は、事業事務費繰出金を追加するものでございます。

9ページ、10目居宅介護支援事業費は、介護サービスに係る機器借り上げ料の追加。

4款1項1目保健衛生費は、看護師等修学資金貸付金対象者が年度途中で新たに介護士1名が対象となったことによる増加でございます。

4目病院費は、運営資金一時貸付金を追加し、特定財源として病院貸付金償還金を同額充当いたします。

5款1項2目失業対策費は、対象者65歳未満とした緊急雇用対策事業委託料の追加。

6款1項1目農業委員会費は、システム更新委託料及び農業者年金協議会の補助金、合わせて137万7,000円を追加し、特定財源として道農業委員交付金ほか267万1,000円を充当するものでございます。

	<p>10ページ、8款2項2目道路橋梁維持費は、道の売り払い除雪トラック1台を購入するための諸経費等を合わせ134万6,000円の追加。</p> <p>10款3項3目スクールバス管理費は、バス修繕料の追加。</p> <p>4項2目教育振興費は、土幌高校パソコンサーバー機器の更新2台分です。</p> <p>5項5目総合研修センター管理費は、火災報知機受信機の更新工事の追加で、特定財源として一般単独債を充当いたします。</p> <p>次に、歳入について説明いたしますので、7ページをごらん願います。特定財源以外の一般財源ですが、20款1項1目臨時財政対策債は、交付税算定により発行額が確定したことで2,950万円を減額。</p> <p>18款1項1目繰越金4,893万2,000円を計上して収支のバランスをとったところでございます。</p> <p>次に、5ページをごらんください。第2表、地方債補正は、一般単独債に新たに総研の火災報知機受信機の更新事業を追加、臨時財政対策債は発行可能額の確定に伴い、限度額を減額変更するものでございます。</p> <p>11ページには地方債の現在高に関する調書を掲載してございますので、参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長 加藤議員	<p>これから質疑を行います。ありませんか。11番、加藤議員。</p> <p>8ページ、歳出のほうなのですけども、12目諸費の中でドローンの機体を購入するというふうになっています。担当する部署、それとそれにかかわる人員をどれぐらい考えているのか、お教えてください。</p>
加納議長 瀬口総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>今のところ災害に絡んでということになりますので、総務企画課の総務担当のほうで考えておりますが、この備品の購入費156万円の中にこの機器を利用するための講習が1日5人ということで見ておりますので、体制としましてはそれ以外に例えば農業関係、それから建設関係も利用が出てくるのかなと思っておりますので、その辺を広範囲に考えているところでございます。</p>
加納議長 加藤議員	<p>11番、加藤議員。</p> <p>横断的に各課で活用を考えているということなのですけども、その都度総務のほうがそれに対応するのか、それとも課ごとにその機体の利用をしていくのか、どうなのでしょう。</p>
加納議長 瀬口総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>まだ協議のほうはきちんとしていないわけですけども、今のところは関係課の職員にも講習を受けていただいて、それぞれが対応できるようにしたいなというふうに考えているところでございます。</p>
加納議長	<p>ほかにございませんか。</p>

		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
7		日程第7、議案第9号「平成29年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
	高木保健 福祉課長	保健福祉課長、高木より平成29年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算[第1号]について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,579万2,000円に改めようとするものであります。 歳出から説明をいたしますので、5ページをお開き願います。10款1項1目一般被保険者保険税還付金、23節、一般被保険者過誤納付還付加算金6万円の追加は、遡及資格喪失による過年度分の国保税の還付金で、特定財源として国民健康保険準備基金繰入金を同額見込むものであります。 3目償還金、23節、療養給付費等交付金返還金191万6,000円の追加は、前年度実績による退職療養給付費等交付金超過交付による返還金で、特定財源として国民健康保険準備基金繰入金を同額見込むものであります。 歳入につきましては、特定財源で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。 以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
	加納議長	これから質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8		日程第8、議案第10号「平成29年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

高木保健
福祉課長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長、高木より平成29年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算[第1号]について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,085万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,723万2,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明をいたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、19節、保険者ネットワーク負担金2万3,000円の追加は、国保連合会との伝達システムの変更によるもので、特定財源として事務費繰入金と同額見込むものであります。

3款2項1目一般介護予防事業、13節、一般介護予防事業委託料62万4,000円の追加は、介護予防事業のまるごと元気アッププログラムの利用者負担分を委託先に支出するためのもので、特定財源として一般介護予防事業参加料を同額見込むものであります。

5款1項2目償還金、23節1,020万7,000円の追加につきましては、前年度の超過交付に伴う返還金として国庫負担金632万5,000円、道費負担金320万3,000円、支払基金交付金として67万9,000円をそれぞれ返還するものです。特定財源として前年度繰越金を同額見込むものであります。

歳入につきましては、特定財源で説明をしておりますので、省略をいたします。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

加納議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9

[日程第9、議案第11号「平成29年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

増田
建設課長

建設課長、増田より平成29年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算[第1号]について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ638万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,852万8,000円に改めようとするものでございます。

		<p>最初に、歳出予算から説明いたしますので、5ページをごらん願います。1款1項1目水道管理費の11節需用費で燃料費38万5,000円、修繕料600万円を増額するものでございます。これにつきましては、現在施工中の営農用水事業土幌地区関連事業による既存設備の修繕に基づくものでございます。</p> <p>次に、歳入の一般財源について説明いたしますので、4ページをごらんください。4款1項1目繰越金で前年度繰越金に638万5,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)</p> <p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)</p> <p>討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
10		<p>日程第10、議案第12号「平成29年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
	<p>亀野産業振興課長</p>	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、亀野より平成29年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算[第1号]について説明いたします。</p> <p>第1条、農作物共済勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,560万9,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目麦無事戻金の19節で無事戻し金として85万円の追加ですが、これは議案第1号で可決決定いただきました麦の無事戻し金の支払いに要する経費であります。特定財源としまして、麦連合会特別交付金17万円、農業災害補償基金繰入金68万円を充当してございます。</p> <p>歳入については、全額特定財源で説明しましたので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>加納議長</p>	<p>これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)</p>
	<p>加納議長</p>	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)</p>

	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
1 1	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11、議案第13号「平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。</p>
	土屋病院事務長	<p>国保病院事務長、土屋より平成29年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算[第1号]について説明いたします。</p> <p>第2条の収益的収入及び支出の予定額では、収入、1款病院事業収益8億7,856万円を8億7,955万4,000円に、1項医業収益5億9,327万7,000円を5億9,369万7,000円に、2項医業外収益2億8,528万3,000円を2億8,585万7,000円に改め、支出、1款病院事業費用9億3,410万3,000円を9億3,509万7,000円に、1項医業費用9億1,692万6,000円を9億1,792万円に改めるものであります。</p> <p>それでは、補正予算説明書に基づき説明をさせていただきますので、3ページをお開きをいただきたいと思えます。まず、下段の収益的支出ですが、1款1項3目経費で設備関係修繕としてパネルヒーター等の温度制御に係る中央監視盤の修繕及びボイラーの排煙濃度計の修繕で70万1,000円、医療機器修繕として生化学の自動分析装置、純水装置の修繕で29万3,000円、合わせて99万4,000円を追加し、1億5,223万4,000円とするものであります。</p> <p>次に、上段の収益的収入ですが、1款1項3目訪問看護収益で訪問看護の件数等が当初見込みより増加したことにより42万円を追加し、90万円に。</p> <p>2項5目その他医業外収益では病院所有の住宅使用料の増加により57万4,000円を追加し、410万5,000円とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで休憩したいと思います。</p>

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12.

日程第12、認定第1号「平成28年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定」

13.

日程第13、認定第2号「平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」

14.

日程第14、認定第3号「平成28年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」

15.

16.

日程第15、認定第4号「平成28年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」

17.

18.

日程第16、認定第5号「平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定」

19.

20.

日程第17、認定第6号「平成28年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第18、認定第7号「平成28年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第19、認定第8号「平成28年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第20、認定第9号「平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定」

以上9件を一括議題といたします。

理事者の一括説明を求めます。町長。

小林町長

それでは、平成28年度の各会計決算の認定を受けるに当たり、私より平成28年度の町政推進の概要について報告申し上げます。

平成28年度一般会計及び国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業共済事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算について町議会の認定を賜りたく、各会計決算書に行政報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。

平成28年度の我が国の経済情勢を見ると、アベノミクスの取り組みのもと、雇用、所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いていますが、年度前半には海外経済で弱みが見られたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況が見られたところであります。政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、未来への投資を実現する経済対策を取りまとめ、雇用、所得環境が改善する中、経済対策等の効果もあって景気は緩やかな回復に向かっているとされています。

ますが、地方においては、少子高齢化や人口減少問題に加え、景気、経済の地域間格差が見られるとともに、TPPやEPA交渉など農業、農村をめぐる国内外の情勢変化、地方交付税の減額、財政の硬直化など、地方経済を取り巻く環境が大きく変化する中であって、多様化する産業経済、町民生活への影響が懸念されるところであります。

本町の基幹産業である農業については、春耕期は高温少雨で推移し、強風により一部圃場で被害が発生したものの、播種作業はおおむね順調に終了しました。6月からは天候が一転し、降雨、曇天、低温の日が続いたため農作物の生育は停滞し、8月に入り回復の兆しを見せたところ、相次いで上陸した台風による倒伏や大雨の影響による停滞水により、収穫作業の遅れや品質低下を招きました。このため、町内関係機関による土幌町異常気象農業対策本部を設置し、関係機関職員による馬鈴しょ収穫支援緊急対策を初め、支援対策を講じました。さらに収穫終盤を迎えた11月には観測史上最も早い積雪に見舞われ、てん菜の収穫に影響を及ぼすなど、天候に悩まされる年でありました。

酪農、畜産関係においては、生乳生産量は3年続けて過去最高を記録し、肉牛については、牛肉や個体販売が高値で推移した一方で、乳用種肥育素牛の出回り不足による素畜費の高止まりが依然続いております。

そのような中ではありましたが、農畜産物の販売高においては、経営所得安定対策や農業共済金を合わせると史上最高だった前年度を上回る435億円となり、2年連続で400億円を超える結果となりました。

農業共済事業については、平成23年10月より十勝農業共済組合と組織再編協議を行ってまいりましたが、懸案事項について大筋合意できたことから、平成29年1月27日に十勝管内農業共済組織再編確認調印式を行い、平成29年3月31日付で本町の共済事業を廃止し、十勝農業共済組合へ引き継いだところであります。

広域連携については、平成18年度に発足した十勝市町村税滞納整理機構が管内全体の滞納処理に効果を上げているほか、平成27年5月に設立されたとかち広域消防事務組合は、平成28年4月1日から消防救急デジタル無線、高機能指令センターが本格運用し、とかち広域消防局の業務が開始されております。

それでは、これより平成28年度一般会計の決算の概要について報告いたします。

まず、歳入であります。総額83億8,221万8,000円となり、対前年度比8億4,963万7,000円、11.3%の増となりました。主な要因としては、普通交付税、道支出金などが減少する中、特別交付税が台風災害復旧支援などで対前年度比8,983万6,000円、34.5%の増、繰入金も農業共済事業の組織再編に伴う農業共済事業特別会計からの繰入増による6億6,433万8,000円、352.7%の増、町債が地域創造発信拠点施設

整備事業に係る借入の増などにより対前年度比8,920万円、9.2%の増となったことなどによるものであります。

町税については、市町村たばこ消費税と入湯税は減となったものの、町民税で対前年度比6,926万4,000円、14.9%の増となったほか、固定資産税や軽自動車税も増となり、対前年度比7,937万3,000円、7.6%の増となりました。地方交付税については、普通交付税において地域経済・雇用対策費などの減額、財源対策債や過疎対策事業債などの償還費減少による公債費の減少、町民税や固定資産税の増額などにより、対前年度比8,376万7,000円、2.8%の減となりました。特別交付税が台風災害復旧支援などで増額となったことから、地方交付税全体で606万9,000円、0.2%増となりました。町債については、辺地対策事業債や地方交付税の振り替えである臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債の借り入れが減となった一方、地域創造発信拠点施設整備事業で5億8,540万円借入となり、増となりました。

次に、歳出についてであります。総額81億1,702万円となり、対前年度比8億990万6,000円、11.1%の増となりました。主な要因としては、人件費や普通建設事業費において対前年度比で減となったものの、物件費が対前年度比1億4,520万3,000円、15.3%、農業共済事業再編補助金などにより扶助費、補助費で6億9,098万2,000円、43.9%の増、台風被害を受けた公共施設等の復旧工事により災害復旧費が1億584万5,000円、599.2%の増となったことによるものであります。

人件費については、人事院勧告に基づく給料、手当などの改定もありましたが、退職者不補充や手当の抑制に努め、対前年度比4,721万8,000円、3.6%の減、物件費については、臨時職員の増加に伴う賃金2,236万7,000円の増、地域創造発信拠点施設整備に関連した委託料3,320万3,000円や備品購入費3,363万2,000円の増、また消防車両の購入5,313万6,000円などにより増、扶助費、補助費については、扶助費については国の年金生活者等支援臨時福祉給付金や自立支援介護・訓練等給付費で4,319万7,000円の増、補助費については商品券発行事業助成金で3,476万6,000円の減となったものの、平成29年3月31日に事業統合された農業共済事業の再編補助金で6億7,443万8,000円の増、公債費については、過疎対策事業債や辺地対策事業債などの償還が一部終了しましたが、緊急防災・減災事業債の償還開始などにより2,708万3,000円、4.0%の増となったところであります。

主な建設事業では、地域創造発信拠点施設整備事業に6億4,469万7,000円、社会資本整備総合交付金事業を含む町道整備事業全体で3億1,912万8,000円、道営土地改良事業の負担金9,670万1,000円などがあります。土地改良事業、町道整備事業などの各種建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は前年度より5億4,507万2,000円増加し、未償還額は74億3,067万円となり、依然として多額

の返済額が残っていますので、次年度以降もより一層の健全化に努めてまいり所存であります。

各種財政指標においては、起債の借り入れに係る基準となる実質公債費比率は3.7%と前年度より0.2ポイント改善されましたが、経常収支比率は地方交付税などの減額により89.6%と前年度より2.6ポイント悪化しており、依然高い数字となっているため、財政硬直化の解消に向けて配意をしていかなければなりません。財政力指数についても0.266と前年度をわずかに上回ったものの、地方交付税の減額などの影響により財政状況が一層厳しくなることが懸念されます。今後も、さらに経常経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上が28年度一般会計の決算の概要であり、各行政施策の成果及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、国民健康保険事業を初めとする7特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算の概要についても本書により報告いたしますので、よろしく審議くださるようお願い申し上げます。

加納議長

以上の各会計に対して監査委員の決算審査意見書が添付されていますので、職員に一般会計ほか7特別会計並びに病院事業会計の各第4、結語を朗読させます。

宇佐見
総務係長

平成29年8月31日。

土幌町長、小林康雄様。

土幌町監査委員、佐藤宣光。土幌町監査委員、森本真隆。

平成28年度土幌町各会計決算審査意見について。

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定による平成28年度土幌町各会計歳入歳出決算の審査、地方自治法第241条第5項の規定による土地開発基金の運用状況等の審査をそれぞれ行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

16ページをごらんください。第4、結語。

平成28年度土幌町一般会計並びに7特別会計の歳入総額140億5,902万1,000円、歳出総額136億3,868万7,000円(病院事業会計を除く)の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果をあらわしており、計数に誤りなく、財務が諸法令、規則に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なものと判断する。

近年、地方自治体を取り巻く環境は、行財政、産業、経済、町民生活といずれの分野においても多様で厳しい状況の中、町においても時代のニーズを踏まえたさまざまな施策がほぼ予定どおり推進されたことは、執行に当たってこられた理事者並びに職員各位の多大な熱意と

努力に対し、心から敬意を表する次第である。

27ページをごらんください。第4、結語。

平成28年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると、会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。

本町の病院事業は、昭和31年2月に土幌農協が運営する土幌厚生病院を町が買収し、土幌町国保町営診療所を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用、爾来、施設、設備の充足、高度化を進めるとともに診療科目の充実を図りながら、今年をもって61年の歴史を刻んできた。

地方自治体病院は、医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあるとともに、厳しい経営を強いられているところである。このような状況の中、28年度の医師体制は5名の常勤医師体制でスタートしたが、6月から4名の常勤医師で推移した。厳しい状況の中、池田院長を先頭に、医師、病院スタッフ一丸となって信頼回復に努められ、地域における医療を守るべく積極的に取り組まれてきたところであるが、しかしながら外来及び入院患者の利用状況は年々減少となってきたところである。

信頼回復に時間を要すると思われるが、本町の病院は町内唯一の医療機関であるとともに、取り巻く福祉村施設の中核として、安心と信頼の町民のための病院構築に向かって、公立病院改革プランに伴う経営の効率化、健全化に努められ、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、そして地域医療の充実を目指し、なお一層の改革と患者確保に配慮願うとともに、あわせて日々努力されている医師陣と職員に対し敬意を表するものであります。

以上です。

代表監査委員から補足説明があれば求めます。

ございません。

お諮りします。

本会議は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第9号までの平成28年度各会計の決算審査に当たって、地方自治法第98条第1項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び会計書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、該当事務の管理、議決の執行及び出納について検査をしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、平成28年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定しました。

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類の閲覧は、監査室前に配置していますので、随時閲覧願います。

加納議長
佐藤代表
監査委員
加納議長

加納議長

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第9号までの各会計決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査をしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、平成28年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することに決定しました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場所において決算審査特別委員会を招集します。

本日の本会議はこれにて散会いたします。

(午後 2時46分)